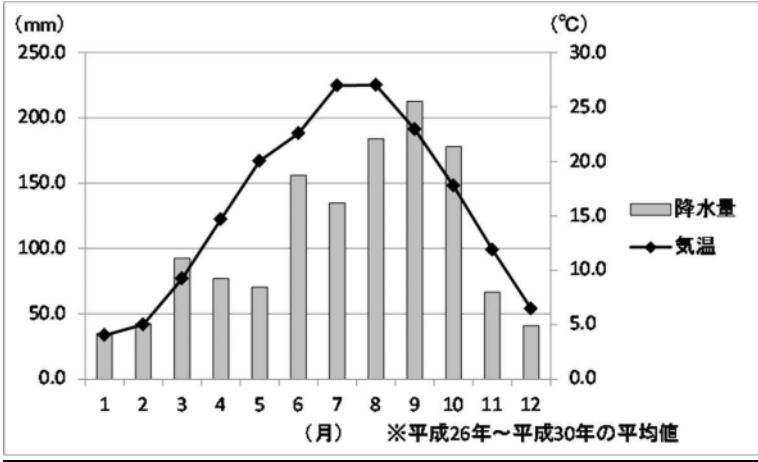
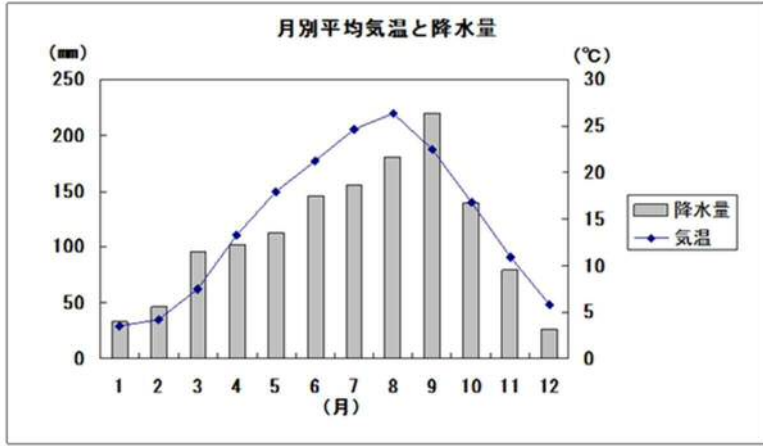


## さいたま市国民保護計画（変更案） 新旧対照表

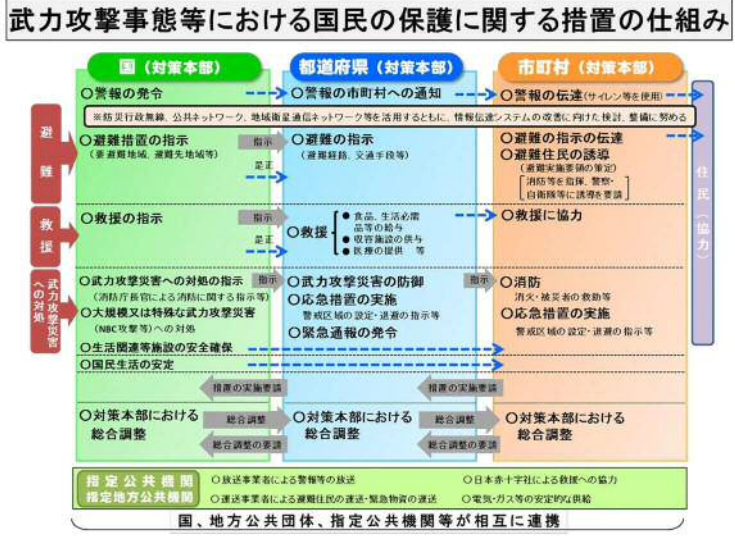
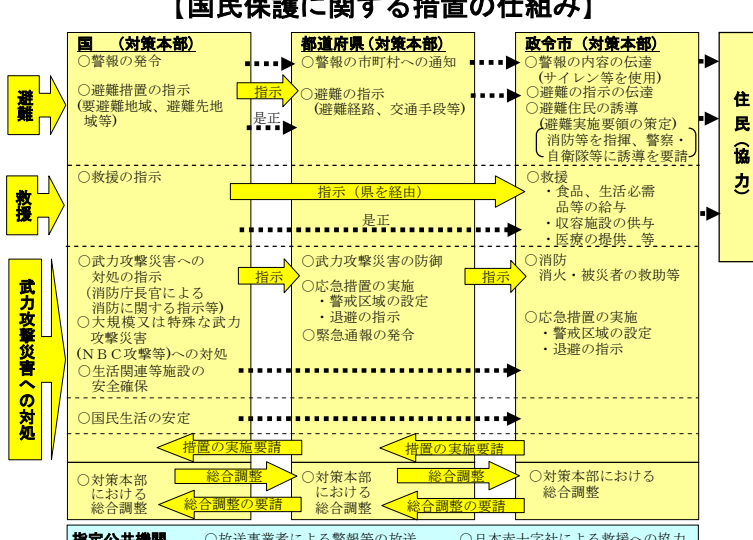
シ	編	章	節	新	旧
2	1	2	一	第二次世界大戦から <u>70</u> 年以上が経過し、冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。	第二次世界大戦から <u>60</u> 年以上が経過し、冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。
2	1	2	一	このような状況を踏まえ、平成 15 年 6 月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「 <u>事態対処法</u> 」という。平成 27 年 9 月に成立した <u>平和安全法制整備法</u> により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。) が、そして、平成 16 年 6 月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「 <u>国民保護法</u> 」という。) などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備された。	このような状況を踏まえ、平成 15 年 6 月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「 <u>武力攻撃事態対処法</u> 」という。) が、そして、平成 16 年 6 月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「 <u>国民保護法</u> 」という。) などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備された。
4	1	3	一	7 <u>要配慮者等への配慮</u> 高齢者、障害者、乳幼児等の <u>要配慮者</u> の積極的な <u>避難救援対策</u> を実施する。	7 <u>避難行動要支援者等への配慮</u> 高齢者、障害者、乳幼児等の <u>避難行動要支援者</u> の積極的な <u>避難・救援対策</u> を実施する。
4	1	3	一	11 <u>外国人への国民保護措置の適用</u> 市は、 <u>日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u>	【新設】
5	1	4	1	1 位置 本市は、埼玉県南部に位置し、都心から 20～30km 圏内にあり、市の区域は、東西に 19.6km、南北に 19.3km の広がりを持ち、面積は <u>217.43km<sup>2</sup></u> である。	1 位置 本市は、埼玉県南部に位置し、都心から 20～30km 圏内にあり、市の区域は、東西に 19.6km、南北に 19.3km の広がりを持ち、面積は <u>217.49km<sup>2</sup></u> である。

シ	編	章	節	新	旧
				<p>【さいたま市の位置図】</p> <p>参考：首都圏白書</p> <p>注：市域に色のついている都市は、首都圏基本計画における業務核都市</p>	<p>さいたま市の位置図</p> <p>参考：首都圏白書</p> <p>注：市域に色のついている都市は、首都圏基本計画における業務核都市</p>

シ	編	章	節	新	旧																																																		
6	1	4	1	<p>3 気候</p> <p>【中略】</p> 	<p>3 気候</p> <p>【中略】</p> 																																																		
7	1	4	2	<p>1 人口分布</p> <p>(1) 人口</p> <p>本市の人口は、<u>1,314,146</u>人で、全国で9番目の人口を擁するとともに、埼玉県人口の約<u>17.9%</u>を占めている。</p> <p>人口密度は、<u>6,044.0人/km<sup>2</sup></u>、65歳以上の高齢者の占める割合は、<u>22.9%</u>となっている。</p> <p>■年齢別人口及び比率（令和2年1月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="443 1114 1236 1364"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>男（人）</th> <th>女（人）</th> <th>計（人）</th> <th>構成比（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14歳以下</td> <td>88,287</td> <td>83,603</td> <td>171,890</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>15～64歳</td> <td>430,735</td> <td>409,953</td> <td>840,706</td> <td>64.0</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>134,612</td> <td>166,938</td> <td>301,550</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>人口総数</td> <td>653,652</td> <td>660,494</td> <td>1,314,146</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※在留外国人を含む</p>	年齢	男（人）	女（人）	計（人）	構成比（%）	14歳以下	88,287	83,603	171,890	13.1	15～64歳	430,735	409,953	840,706	64.0	65歳以上	134,612	166,938	301,550	22.9	人口総数	653,652	660,494	1,314,146	100.0	<p>1 人口分布</p> <p>(1) 人口</p> <p>本市の人口は、<u>1,244,884</u>人で、全国で9番目の人口を擁するとともに、埼玉県人口の約<u>17%</u>を占めている。</p> <p>人口密度は、<u>5,723.9人/km<sup>2</sup></u>で、65歳以上の高齢者の占める割合は、<u>20.1%</u>で、全国平均に比べると低くなっている。</p> <p>■年齢別人口及び比率（平成25年1月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1332 1114 2128 1364"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>男（人）</th> <th>女（人）</th> <th>計（人）</th> <th>構成比（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14歳以下</td> <td>88,084</td> <td>83,808</td> <td>171,892</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>15～64歳</td> <td>422,437</td> <td>400,536</td> <td>822,973</td> <td>66.1</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>111,770</td> <td>138,249</td> <td>250,019</td> <td>20.1</td> </tr> <tr> <td>人口総数</td> <td>622,291</td> <td>622,593</td> <td>1,244,884</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外国人登録者を含む</p>	年齢	男（人）	女（人）	計（人）	構成比（%）	14歳以下	88,084	83,808	171,892	13.8	15～64歳	422,437	400,536	822,973	66.1	65歳以上	111,770	138,249	250,019	20.1	人口総数	622,291	622,593	1,244,884	100.0
年齢	男（人）	女（人）	計（人）	構成比（%）																																																			
14歳以下	88,287	83,603	171,890	13.1																																																			
15～64歳	430,735	409,953	840,706	64.0																																																			
65歳以上	134,612	166,938	301,550	22.9																																																			
人口総数	653,652	660,494	1,314,146	100.0																																																			
年齢	男（人）	女（人）	計（人）	構成比（%）																																																			
14歳以下	88,084	83,808	171,892	13.8																																																			
15～64歳	422,437	400,536	822,973	66.1																																																			
65歳以上	111,770	138,249	250,019	20.1																																																			
人口総数	622,291	622,593	1,244,884	100.0																																																			

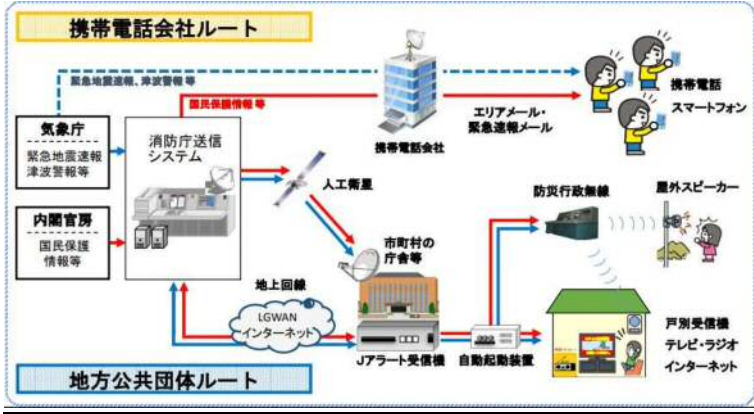
シ	編	章	節	新	旧																		
				<p>(2) 流出人口 平成 <u>27</u> 年国勢調査では、市外への通勤・通学者は、<u>312,474</u> 人となっている。</p> <p>(3) 外国人 在留外国人は <u>26,978</u> 人となっている。</p> <p>■外国人人口（令和2年1月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外国人のみの世帯数</th> <th>混合世帯数</th> <th>人口総数（人）</th> <th>男（人）</th> <th>女（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13,694</td> <td>5,664</td> <td>26,978</td> <td>12,926</td> <td>14,052</td> </tr> </tbody> </table>	外国人のみの世帯数	混合世帯数	人口総数（人）	男（人）	女（人）	13,694	5,664	26,978	12,926	14,052	<p>(2) 流出人口 平成 <u>22</u> 年国勢調査では、市外への通勤・通学者は、<u>305,021</u> 人となっている。</p> <p>(3) 外国人 外国人登録者は <u>12,019</u> 世帯、<u>16,785</u> 人となっている。</p> <p>(平成 <u>25</u> 年 1 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯総数</th> <th>人口総数（人）</th> <th>男（人）</th> <th>女（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,019</td> <td>16,785</td> <td>7,339</td> <td>9,446</td> </tr> </tbody> </table>	世帯総数	人口総数（人）	男（人）	女（人）	12,019	16,785	7,339	9,446
外国人のみの世帯数	混合世帯数	人口総数（人）	男（人）	女（人）																			
13,694	5,664	26,978	12,926	14,052																			
世帯総数	人口総数（人）	男（人）	女（人）																				
12,019	16,785	7,339	9,446																				
7	1	4	2	<p>2 交通網</p> <p>(1) 鉄道 本市内鉄軌道は、<u>東北、山形、秋田、北海道、上越及び北陸新幹線、また、宇都宮線（東北本線）、高崎線、京浜東北線、川越線、武蔵野線、埼京線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、埼玉新都市交通伊奈線・ニューシャトル及び埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）が整備され、特に大宮駅は、新幹線6路線を含む鉄道の結節点であり、東日本の鉄道交通の要衝となっている。</u></p> <p>(2) バス 本市のバス路線網は、4社の乗合バス事業者が246系統（平</p>	<p>2 交通網</p> <p>(1) 鉄道 本市の鉄道網は、<u>J R 東日本が東北新幹線、上越新幹線、山形新幹線、秋田新幹線、長野新幹線、宇都宮線（東北本線）、高崎線、京浜東北線、川越線、武蔵野線、埼京線の11路線19駅、私鉄が東武野田線の1路線7駅、第3セクターが埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）、埼玉高速鉄道線の2路線7駅である。</u></p> <p><u>中でも大宮駅は、新幹線5路線を含む鉄道の結節点であり、東日本の玄関口としての役割を果たしている。</u></p> <p>(2) バス 本市のバス路線網は、4社の乗合バス事業者が246系統（平</p>																		

シ	編	章	節	新	旧
				<p>成 29 年度末現在) の路線を運行している。          なお、他に市のコミュニティバスが、6 系統運行している。</p> <p>(3) 道路          本市の主要な道路網は、南北方向に高速道路として東北自動車道・首都高速埼玉大宮線、一般国道として、17 号・122 号、主要地方道として川口上尾線 (産業道路)・さいたま川口線 (第二産業道路) 等が、又東西方向には、高速道路として東京外環自動車道・首都高速埼玉新都心線、一般国道として 16 号・298 号・463 号、主要地方道としてさいたま春日部線等の広域幹線道路及び市内幹線道路等により形成されている。</p>	<p>成 23 年度末現在) の路線を運行している。          なお、他に市のコミュニティバスが、6 系統運行している。</p> <p>(3) 道路          本市の主要な道路網は、南北方向に高速道路として東北自動車道・首都高速埼玉大宮線、一般国道として、17 号・122 号、主要地方道として川口上尾線 (産業道路)・さいたま川口線 (第二産業道路) 等が、又東西方向には、高速道路として東京外環自動車道、首都高速埼玉新都心線、一般国道として 16 号・298 号・463 号、主要地方道としてさいたま春日部線等の広域幹線道路及び市内幹線道路等により形成されている。</p>
9	1	5	1	<p><b>第 1 節 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関の責務</b></p> <p>市は、国や県、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、市の責務とされているものは、主に以下のとおりである。</p> <p>1 市の責務</p> <p><u>(1) 基本的事項</u></p> <p>①国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。</p> <p>②国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。</p> <p>③市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>④市長は、県国民保護計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。</p>	<p><b>第 1 節 市の責務</b></p> <p>市は、国や県、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、市の責務とされているものは、主に以下のとおりである。</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。</p> <p>(2) 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。</p> <p>(3) 市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(4) 市長は、県国民保護計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。</p>

シ	編	章	節	新	旧
12	1	5	1	<p><b>第1節 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関の責務</b></p> <p>【中略】</p> <p><b>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</b></p> 	<p><b>第1節 市の責務</b></p> <p>【中略】</p> <p><b>【国民保護に関する措置の仕組み】</b></p> 
14	1	5	5	<p><b>第5節 市民の協力</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等が発生した場合、警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、市民の自発的な協力が必要になると考えられることから、市民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。</p> <p>一方、市民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努め、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。</p>	<p><b>第5節 市民の協力</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等が発生した場合、警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、市民の自発的な協力が必要になると考えられることから、市民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。</p> <p>一方、市民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めたり、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。</p>



シ	編	章	節	新	旧
16	1	6	1	<p>3 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>【中略】</p> <p>(2) 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。<u>そのため、県及び市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u>通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>	<p>3 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>【中略】</p> <p>(2) 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、<u>通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。</u></p>
19	2	1	1	<p><b>第1節 市の体制整備</b></p> <p>武力攻撃事態等において、警報や避難の指示が時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合でも、事態の推移に応じて迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。</p> <p>このため市は、消防局と連携を図り、<u>当直体制等の強化を行うなど、常時市長及び危機管理幹部職員等に情報伝達ができる 24 時間即応可能な体制を整備する。</u></p>	<p><b>第1節 市の体制整備</b></p> <p>武力攻撃事態等において、警報や避難の指示が時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合でも、事態の推移に応じて迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。</p> <p>このため市は、消防局と連携を図り、<u>当直等の強化を行うなど、常時市長及び危機管理幹部職員等に情報伝達ができる 24 時間即応可能な体制を整備する。</u></p>
20	2	1	1	<p><u>4 関係機関相互の意思疎通</u></p> <p><u>市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。</u></p>	<p>【新設】</p>

シ	編	章	節	新	旧
20	2	1	3	<p><b>第3節 情報収集、伝達体制の構築</b></p> <p>【中略】</p> <p>また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em－Net）の適切な<u>管理・運用</u>に努め、通信体制の整備等通信の確保に努める。</p>	<p><b>第3節 情報収集、伝達体制の構築</b></p> <p>【中略】</p> <p>また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em－Net）の適切な<u>運用</u>に努め、通信体制の整備等通信の確保に努める。</p>
23	2	2	一	<p><u>1 市は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を検討するなど、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u></p> <p>【全国瞬時警報システム（J－ALERT）の概要】</p>  <p>出典：総務省消防庁ホームページ</p>	<p>【新設】</p>
23	2	2	2	<p><u>2 市は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）及び防災行政無線の放送、緊急速報メールの配信や広報車の使用、自治会組織や大規模集合住宅等の管理組合を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</u></p> <p>なお、関係団体との協力体制を構築するなど、特に高齢者、障害者等の<u>要配慮者</u>、及び外国人等に対する伝達に配慮する。</p>	<p><u>1 市は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）及び防災行政無線の放送、緊急速報メールの配信や広報車の使用、自治会組織や大規模集合住宅等の管理組合を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</u></p> <p>なお、関係団体との協力体制を構築するなど、特に高齢者、障害者等の<u>避難行動要支援者</u>、及び外国人等に対する伝達に配慮する。</p>



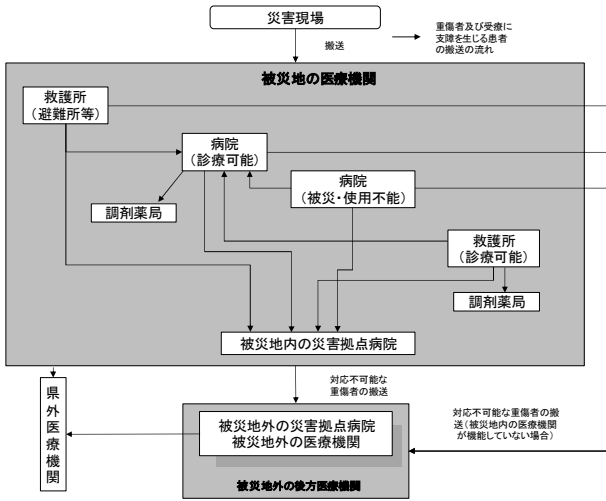
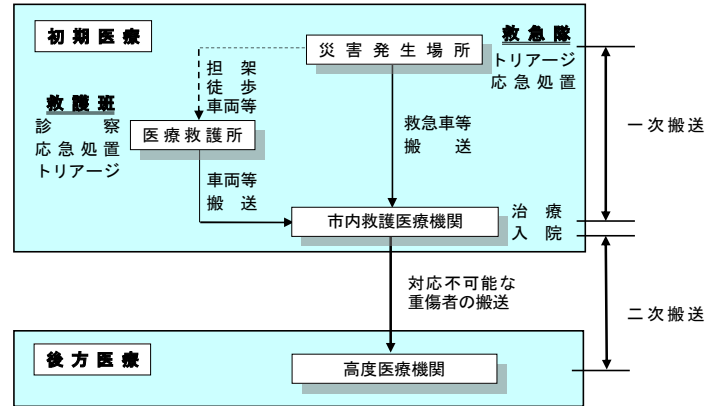
シ	編	章	節	新	旧
23	2	2	—	<p><u>3</u> 市は、地域におけるケーブルテレビ会社及びFM放送事業者と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</p> <p><u>4</u> 市は、学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他多数の者が利用する施設に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>特に、保育園、幼稚園、小学校及び中学校等との連絡体制を整備し、園児・児童・生徒の安全確保に配慮する。</p> <p><u>5</u> 市は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。</p>	<p><u>2</u> 市は、地域におけるケーブルテレビ会社及びFM放送事業者と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</p> <p><u>3</u> 市は、学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他多数の者が利用する施設に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>特に、保育園、幼稚園、小学校及び中学校等との連絡体制を整備し、園児・児童・生徒の安全確保に配慮する。</p> <p><u>4</u> 市は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。</p>
25	2	3	1	<p>1 モデル避難実施要領の作成</p> <p>市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して、<u>ホームページ等により周知する</u>。</p> <p>なお、避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な<u>要配慮者</u>の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p>	<p>1 モデル避難実施要領の作成</p> <p>市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して周知する。</p> <p>なお、避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な<u>避難行動要支援者</u>の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p>
25	2	3	2	<p>2 <u>要配慮者の把握</u></p> <p>(1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について</p> <p>市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。</p> <p>(2) 在宅の<u>要配慮者</u>について</p> <p>市は、在宅の<u>要配慮者</u>の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p>	<p>2 <u>避難行動要支援者等の把握</u></p> <p>(1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について</p> <p>市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。</p> <p>(2) 在宅の<u>避難行動要支援者</u>について</p> <p>市は、在宅の<u>避難行動要支援者</u>の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p>

頁	編	章	節	新	旧
26	2	3	3	<p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>(1) 住民への周知方法</p> <p>【中略】</p> <p>② 市は、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を検討するなど、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u></p>	<p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>(1) 住民への周知方法</p> <p>【中略】</p> <p>② 市は、<u>地域におけるケーブルテレビ会社及びFM放送事業者と、避難の指示の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</u></p>
26	2	3	3	<p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>【中略】</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>への周知方法</p> <p>① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等</p> <p>市は、<u>管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の指示の周知方法について定めるよう努める。</u></p> <p>② 在宅の<u>要配慮者</u>への周知方法</p> <p>市は、在宅の<u>要配慮者</u>に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。</p>	<p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>【中略】</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者等</u>への周知方法</p> <p>① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等</p> <p>市は、病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の指示の周知方法について定めるよう努める。</p> <p>② 在宅の<u>避難行動要支援者</u>への周知方法</p> <p>市は、在宅の<u>避難行動要支援者</u>に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。</p>
27	2	3	3	<p><u>2 情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u></p> <p>市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。</p>	<p>1 住民への周知方法</p> <p>【中略】</p> <p><u>(4) 情報通信機器の活用</u></p> <p>市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報通信機器を活用した新たなシステムの整備に努める。</p>
28	2	3	5	<p>1 避難施設の指定</p> <p>市長は、あらかじめ以下の基準を満たす施設を、施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。</p> <p><u>また、市長は指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域</u></p>	<p>1 避難施設の指定</p> <p>市長は、あらかじめ以下の基準を満たす施設を、施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。</p>

シ	編	章	節	新	旧
				<p><u>に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めるものとする。</u></p> <p>【避難施設の指定要件】  (1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。  (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設として、<u>コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設</u>であること。</p>	<p>【避難施設の指定要件】  (1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。  (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物であること。</p>
29	2	3	5	<p>3 避難施設の運営マニュアルの整備</p> <p>【中略】</p> <p><u>なお、避難所の開設・運営の方法等については、さいたま市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）を準用する。</u></p>	<p>【新設】</p>
29	2	3	5	<p>4 避難施設の周知</p> <p>【中略】</p> <p>(3) ホームページ等インターネットへの掲載</p> <p>【参考】国民保護ポータルサイト(<a href="http://www.kokuminhogo.go.jp/">http://www.kokuminhogo.go.jp/</a>)</p>	<p>4 避難施設の周知</p> <p>【中略】</p> <p>(3) ホームページ等インターネットへの掲載</p>
29	2	3	6	<p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>【中略】</p> <p>なお、<u>要配慮者の移動</u>に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用する。</p>	<p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>【中略】</p> <p>なお、<u>避難行動要支援者の移動</u>に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用する。</p>

頁	編	章	節	新	旧
30	2	3	6	<p>2 交通手段の確保</p> <p>【中略】</p> <p>(4) 市が保有する車両</p> <p>【中略】</p> <p>なお、使用できる車両は、<u>要配慮者</u>の運送手段に優先的に利用する。</p> <p>(5) <u>要配慮者</u>への配慮</p> <p>鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。</p>	<p>2 交通手段の確保</p> <p>【中略】</p> <p>(4) 市が保有する車両</p> <p>【中略】</p> <p>なお、使用できる車両は、<u>避難行動要支援者</u>の運送手段に優先的に利用する。</p> <p>(5) <u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。</p>
31	2	3	10	<p><b>第10節 被災者に対する住宅供給対策</b></p> <p>武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が出るのが予想される。</p> <p>そのため市は、市地域防災計画 震災対策編に準じ被災者に対する住宅供給対策について定める。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害者等<u>要配慮者</u>対策について、配慮する。</p>	<p><b>第10節 被災者に対する住宅供給対策</b></p> <p>武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が出るのが予想される。</p> <p>そのため市は、<u>さいたま市地域防災計画</u>（以下、「<u>市地域防災計画</u>」という。）震災対策編に準じ被災者に対する住宅供給対策について定める。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害者等<u>避難行動要支援者</u>対策について、配慮する。</p>
31	2	3	10	<p>1 避難住民等住宅供給計画の策定</p> <p>【中略】</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>に対する配慮</p>	<p>1 避難住民等住宅供給計画の策定</p> <p>【中略】</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者</u>に対する配慮</p>
33	2	4	1	<p>2 備蓄品の管理</p> <p>市は、備蓄品の品目及び数量等を把握し、備蓄品の計画的な入れ替えを実施することにより、品質管理及び機能の維持に努める。</p> <p>拠点備蓄倉庫は以下のとおりとする。</p> <p><u>(1) 広域拠点備蓄倉庫</u></p> <p><u>(2) 大宮災害対策庫</u></p> <p><u>(3) 防災センター</u></p> <p><u>(4) 大宮区役所倉庫</u></p> <p><u>(5) 与野災害対策庫</u></p>	<p>2 備蓄品の管理</p> <p>市は、備蓄品の品目及び数量等を把握し、備蓄品の計画的な入れ替えを実施することにより、品質管理及び機能の維持に努める。</p> <p>拠点備蓄倉庫は以下のとおりとし、<u>今後とも市内の公共施設等建設の際に拠点備蓄倉庫を整備するよう努める。</u></p> <p><u>(1) 本庁舎地下倉庫</u></p> <p><u>(2) 防災センター</u></p> <p><u>(3) 大宮災害対策庫</u></p> <p><u>(4) 与野災害対策庫</u></p>

シ	編	章	節	新	旧				
				<p>(6) <u>記念総合体育館倉庫</u></p> <p>(7) <u>本庁舎地下倉庫</u></p> <p>(8) <u>市営浦和駅東口駐車場倉庫</u></p> <p>(9) <u>武蔵浦和ラムザタワー駐輪場倉庫</u></p> <p>(10) <u>サウスピア地下倉庫</u></p> <p>(11) <u>美園備蓄倉庫</u></p> <p>(12) <u>岩槻馬込民間倉庫</u></p>	<p>(5) <u>北浦和ターミナルビル地下倉庫</u></p> <p>(6) <u>武蔵浦和ラムザタワー駐輪場倉庫</u></p> <p>(7) <u>記念総合体育館倉庫</u></p> <p>(8) <u>市営浦和駅東口駐車場倉庫</u></p> <p>(9) <u>旧岩槻区役所倉庫</u></p> <p>(10) <u>サウスピア地下倉庫</u></p>				
35	2	5	2	<p><b>第2節 応援物資の受入れ体制の整備</b></p> <p>1 物資集積地の決定</p> <p><u>支援物資集積地は以下のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="376 611 1180 904"> <tr> <td><u>さいたま市広域拠点備蓄倉庫</u></td> <td><u>発災初期に、県内自治体などの近隣からの支援物資を受け入れ、避難所に供給</u></td> </tr> <tr> <td><u>さいたま市災害時支援物資輸送拠点</u></td> <td><u>県(国からのプッシュ型の支援含む)からの支援物資を受け入れ、避難所に供給</u> <u>※国からのプッシュ型支援:発災後3日目までに輸送</u></td> </tr> </table> <p>出典：さいたま市地域防災計画（共通編）</p>	<u>さいたま市広域拠点備蓄倉庫</u>	<u>発災初期に、県内自治体などの近隣からの支援物資を受け入れ、避難所に供給</u>	<u>さいたま市災害時支援物資輸送拠点</u>	<u>県(国からのプッシュ型の支援含む)からの支援物資を受け入れ、避難所に供給</u> <u>※国からのプッシュ型支援:発災後3日目までに輸送</u>	<p><b>第2節 応援物資の受入れ体制の整備</b></p> <p>1 物資集積地の決定</p> <p>市は、物資集積地を、原則として次のとおりとし、県及び他の地方自治体、国民、企業等から市への応援物資を受け入れ、その後避難施設に運送する。</p> <p><u>(1) 西部文化センター</u></p> <p><u>(2) プラザノース</u></p> <p><u>(3) 市民会館おおみや</u></p> <p><u>(4) 大宮体育館</u></p> <p><u>(5) 大宮武道館</u></p> <p><u>(6) 与野体育館</u></p> <p><u>(7) 記念総合体育館</u></p> <p><u>(8) 市営浦和球場</u></p> <p><u>(9) 浦和競馬場</u></p> <p><u>(10) プラザイースト</u></p> <p><u>(11) 旧岩槻区役所別館</u></p>
<u>さいたま市広域拠点備蓄倉庫</u>	<u>発災初期に、県内自治体などの近隣からの支援物資を受け入れ、避難所に供給</u>								
<u>さいたま市災害時支援物資輸送拠点</u>	<u>県(国からのプッシュ型の支援含む)からの支援物資を受け入れ、避難所に供給</u> <u>※国からのプッシュ型支援:発災後3日目までに輸送</u>								
37	2	6	1	<p><b>第1節 武力攻撃災害時における医療体制の基本方針</b></p> <p>武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講ずる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講ずる後方医療体制及び搬送体制の<u>三つを確立し、それぞれ連携</u></p>	<p>武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講ずる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講ずる後方医療体制及び搬送体制を<u>連携させ、整備する。</u></p> <p>なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、<u>二次災害</u></p>				

シ	編	章	節	新	旧
				<p>させて行っていく。</p> <p>なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、<u>2次災害</u>が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【武力攻撃災害時医療体制の流れ】</b></p> 	<p>が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【医療体制の流れ】</b></p> 
38	2	6	2	<p><b>第2節 初期医療体制の整備</b></p> <p>【中略】</p> <p>2 <u>医療救護班</u>の編成等</p> <p>(1) <u>医療救護班</u>の編成</p> <p>① <u>医療救護班</u>の編成・出動手順の策定</p>	<p><b>第1節 初期医療体制の整備</b></p> <p>【中略】</p> <p>2 救護班の編成等</p> <p>(1) 救護班の編成</p> <p>① 救護班の編成・出動手順の策定</p>
39	2	6	3	<p><b>第3節 後方医療体制の整備</b></p> <p>【中略】</p> <p>1 後方医療体制の整備</p> <p>【中略】</p>	<p><b>第2節 後方医療体制の整備</b></p> <p>【中略】</p> <p>1 後方医療体制の整備</p> <p>【中略】</p>



シ	編	章	節	新	旧
				また、市は、県と協力しNBC災害に的確に対処していくため、必要な人材の育成や資機材の整備等機能の強化について、今後関係機関と協議しながら進めていくとともに、連携体制の整備に努める。	また、市は、県と協力しNBC災害に的確に対処していくため、必要な人材や資機材の整備等機能の強化について、今後関係機関と協議しながら進めていくとともに、連携体制の整備に努める。
40	2	6	4	<b>第4節 傷病者搬送体制の整備</b>	<b>第3節 傷病者搬送体制の整備</b>
41	2	6	5	<b>第5節 保健衛生体制の整備</b> 【中略】 4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理など、市だけでは対応できないことが考えられる。このため市は、「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、埋・火葬対策を実施していくものとする。	<b>第4節 保健衛生体制の整備</b> 【中略】 4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理など、市だけでは対応できないことが考えられる。このため市は、 <u>埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「広域火葬計画」に基づき、次の対策を講ずる。</u>
46	2	10	一	<b>第10章 訓練の実施等</b> 【中略】 <u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</u>	【新設】
47	2	10	2	2 学校、病院、社会福祉施設、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等 【中略】 (2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、消防・警察等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</u>	2 学校、病院、社会福祉施設、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等 【中略】 (2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>避難行動要支援者、施設利用者の安全を確保するため、消防・警察等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</u>

シ	編	章	節	新	旧
48	2	11	2	<p><b>第2節 自主防災組織との協力関係の構築</b></p> <p>自主防災組織は、市民が協力して自分たちの地域は自分たちで守るという観点から、<u>本市では自治会単位</u>として組織化されている。</p> <p>市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織<u>会長</u>や自治会長等を中心とした避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うとともに、協力関係の構築に努める。</p>	<p><b>第2節 自主防災組織との協力関係の構築</b></p> <p>自主防災組織は、市民が協力して自分たちの地域は自分たちで守るという観点から、<u>既存の自治会等を単位</u>として組織化されている。</p> <p>市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の<u>地域のリーダーとなる住民</u>による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うとともに、協力関係の構築に努める。</p>
55	3	1	3	<p>2 武力攻撃事態等における通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、本部と現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p>	<p>2 武力攻撃事態等における通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>市は、携帯電話、衛星携帯電話、<u>PHS</u>、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、本部と現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p>
65	3	3	3	<p>1 避難の指示の受入れ・伝達等</p> <p>【中略】</p> <p>(1) 知事からの指示の受入れ方法</p> <p>【中略】</p> <p>① 第1段階の避難指示</p> <p>国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、<u>市長</u>を経由して住民に指示する。</p> <p>② 第2段階の避難指示</p> <p>第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、<u>市長</u>を経由して住民に指示する。</p>	<p>1 避難の指示の受入れ・伝達等</p> <p>【中略】</p> <p>(1) 知事からの指示の受入れ方法</p> <p>【中略】</p> <p>① 第1段階の避難指示</p> <p>国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、<u>要避難地域を管轄する市町村長</u>を経由して住民に指示する。</p> <p>② 第2段階の避難指示</p> <p>第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、<u>要避難地域を管轄する市町村長</u>を経由して住民に指示する。</p>

シ	編	章	節	新	旧
66	3	3	3	<p>(2) 住民への避難の指示の伝達等</p> <p>【中略】</p> <p>c 運送手段（<u>要配慮者</u>その他特に配慮を要する者への対応に留意する）</p> <p>【中略】</p> <p>② 住民への周知内容及び方法</p> <p>市長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、住民、<u>要配慮者</u>に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。</p>	<p>(2) 住民への避難の指示の伝達等</p> <p>【中略】</p> <p>c 運送手段（<u>避難行動要支援者</u>その他特に配慮を要する者への対応に留意する）</p> <p>【中略】</p> <p>② 住民への周知内容及び方法</p> <p>市長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、住民、<u>避難行動要支援者</u>に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。</p>
68	3	3	4	<p>(2) <u>要配慮者</u>の避難</p> <p>市長は、あらかじめ第2編第3章第6節で定めた方法により<u>要配慮者</u>の避難を実施する。</p>	<p>(2) <u>避難行動要支援者</u>の避難</p> <p>市長は、あらかじめ第2編第3章第6節で定めた方法により<u>避難行動要支援者</u>の避難を実施する。</p>
70	3	3	7	<p>5 <u>要配慮者</u>等への配慮</p> <p>市長は、<u>要配慮者</u>等の避難を万全に行うため、自治会、<u>自主防災組織</u>、社会福祉協議会、民生委員、障害者団体等と協力して、<u>要配慮者</u>等への連絡及び運送手段の確保を的確に行う。</p>	<p>5 <u>避難行動要支援者</u>等への配慮</p> <p>市長は、<u>避難行動要支援者</u>等の避難を万全に行うため、自治会、社会福祉協議会、民生委員、障害者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>等への連絡及び運送手段の確保を的確に行う。</p>
70	3	3	7	<p>7 避難に当たっての留意事項</p> <p>(1) 着上陸侵攻からの避難</p> <p>【中略】</p> <p>③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、<u>要配慮者</u>等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p>	<p>7 避難に当たっての留意事項</p> <p>(1) 着上陸侵攻からの避難</p> <p>【中略】</p> <p>③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、<u>避難行動要支援者</u>等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p>
71	3	3	7	<p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>①着弾前</p> <p>弾道ミサイルによる攻撃は着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。</p>	<p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>①着弾前</p> <p>弾道ミサイルによる攻撃は着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。</p>

シ	編	章	節	新	旧
				<p>このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近隣のコンクリート造り等の<u>堅ろうな</u>建物や地下など屋内に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難施設があるのか把握しておく。</p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <p>(ア) 直ちに近隣の<u>堅ろうな</u>建物や地下など屋内に逃げこむ。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶ。</p>	<p>このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近隣のコンクリート造り等の<u>堅牢な</u>建物や地下など屋内に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難施設があるのか把握しておく。</p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <p>(ア) 直ちに近隣の<u>堅牢な</u>建物や地下など屋内に逃げこむ。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶ。</p>
74	3	3	一	<p>【避難措置のパターン】(表)</p> <p>航空攻撃からの避難</p> <p>兆候がある場合</p> <p>・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</p>	<p>【避難措置のパターン】(表)</p> <p>航空攻撃からの避難</p> <p>兆候がある場合</p> <p>・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。</p>
76	3	4	1	<p>(2) 日本赤十字社への協力要請</p> <p>市長は、救援を行うに当たって、必要がある場合には、日本赤十字社埼玉県支部に対して協力を要請する。</p>	<p>(2) 日本赤十字社への協力要請</p> <p>市長は、救援を行うに当たって、必要がある場合には、日本赤十字社に対して協力を要請する。</p>
77	3	4	2	<p><b>第2節 救援の実施</b></p> <p>【中略】</p> <p>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)」に定めるところによる。</p> <p>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。</p>	<p><b>第2節 救援の実施</b></p> <p>【中略】</p> <p>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(厚生労働省告示第343号)」(資料3-4参照)に定めるところによる。</p> <p>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。</p>
79	3	4	2	<p>(4) 事業者への保管・売渡し要請等</p> <p>【中略】</p> <p>①売渡しを要請できる物資(以下、「特定物資」という。)</p> <p>【中略】</p>	<p>(4) 事業者への保管・売渡し要請等</p> <p>【中略】</p> <p>①売渡しを要請できる物資(以下、「特定物資」という。)</p> <p>【中略】</p>

シ	編	章	節	新	旧
				ケ その他救援の実施に必要なものとして <u>内閣総理大臣</u> が定めるもの	ケ その他救援の実施に必要なものとして <u>厚生労働大臣</u> が定めるもの
81	3	4	2	3 医療の提供及び助産 【中略】 (1) 救急救助、傷病者の搬送 【中略】 ② 傷病者搬送の手順 第2編第6章第4節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。	3 医療の提供及び助産 【中略】 (1) 救急救助、傷病者の搬送 【中略】 ② 傷病者搬送の手順 第2編第6章第3節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。
82	3	4	2	(2) 救護班の編成と医療資機材等の調達 ①救護班の編成手順と派遣方法 市は、第2編第6章第2節2により定めた方法により、救護班を編成し派遣する。	(2) 救護班の編成と医療資機材等の調達 ①救護班の編成手順と派遣方法 市は、第2編第6章第1節2により定めた方法により、救護班を編成し派遣する。
82	3	4	2	(3) 医療救護所の設置・運営 救護班を派遣する各機関は、第2編第6章第2節2で定めた方法により、医療救護所を設置・運営するものとする。	(3) 医療救護所の設置・運営 救護班を派遣する各機関は、第2編第6章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置・運営するものとする。
82	3	4	2	(4) NBC災害への対処 市は、核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合は、第2編第6章第2節3により整備した連携体制に基づき対処していくほか、県と連携を図り、専門的知識を有する医療関係者により特別な救護班を編成し、被ばく医療活動等を実施する。	(4) NBC災害への対処 市は、核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合は、第2編第6章第1節3により整備した連携体制に基づき対処していくほか、県と連携を図り、専門的知識を有する医療関係者により特別な救護班を編成し、 <u>緊急被ばく</u> 医療活動等を実施する。
82	3	4	2	(5) 後方医療体制の確立 市及び救護班を派遣した各機関は、第2編第6章第3節の救護医療機関及び災害拠点病院等と連携しながら初期医療活動を行うものとする。	(5) 後方医療体制の確立 市及び救護班を派遣した各機関は、第2編第6章第2節の救護医療機関及び災害拠点病院等と連携しながら初期医療活動を行うものとする。

シ	編	章	節	新	旧
83	3	4	2	<p>5 死体の捜索、処理及び埋・火葬</p> <p>市は、県、自衛隊、警察と相互に連携しながら、武力攻撃災害により発生した死体の捜索、処理、埋・火葬等を適切に実施する。</p>	<p>5 死体の捜索、処理及び埋・火葬</p> <p>市は、県、自衛隊、警察と相互に連携しながら、武力攻撃災害により発生した死体の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。</p>
89	3	5	2	<p>4 N B C 攻撃による汚染への対処</p> <p>【中略】</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>市及び消防局は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p>核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。</p> <p>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、情報収集などの活動を実施する。</p> <p><u>さらに、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>4 N B C 攻撃による汚染への対処</p> <p>【中略】</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>市及び消防局は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p>核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。</p> <p>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、情報収集などの活動を実施する。</p>
90	3	5	3	<p><b>第3節 保健衛生対策の実施</b></p> <p>市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難施設が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第6章第5節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施する。</p>	<p><b>第3節 保健衛生対策の実施</b></p> <p>市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難施設が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第6章第4節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施する。</p>



ページ	編	章	節	新	旧
95	3	6	2	<p>【武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム】</p>  <p>出典：総務省消防庁ホームページ</p>	【新設】
96	4	1	一	<p><b>第1章 物価安定のための措置</b></p> <p>市は、緊急時における国民生活との関連性が高い物資や国民経済上重要な物資の<u>価格の高騰、又は事業者等の買占め及び売惜しみ</u>に対して、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」、「国民生活安定緊急措置法」、「物価統制令」及び「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、<u>法令で定める事業者等への立入検査及び指示、命令等を実施するとともに、県等の関係機関が実施する措置に協力する。</u></p> <p>1 国民生活安定緊急措置法に基づく措置</p> <p><u>(1) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表</u></p> <p><u>(2) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表</u></p> <p><u>(3) 上記(1)及び(2)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問</u></p>	<p><b>第1章 物価安定のための措置</b></p> <p>市は、緊急時における国民生活との関連性が高い物資や国民経済上重要な物資の<u>事業者等の買占め及び売惜しみ、又は価格の高騰</u>に対して、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」、「国民生活安定緊急措置法」に基づき、事業者等への立入検査及び指示、命令等を実施するとともに、県等の関係機関が実施する措置に協力する。</p> <p>1 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく措置</p> <p><u>(1) 特定物資の価格・需給動向調査</u></p> <p><u>(2) 事業者等に対する特定物資の売渡しに関する指示及びこれに従わない場合の売渡し命令</u></p> <p><u>(3) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知</u></p> <p><u>(4) 事業者等に対する立入検査</u></p> <p>2 国民生活安定緊急措置法に基づく措置</p>

シ	編	章	節	新	旧
				<p><u>2 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく措置</u></p> <p><u>(1) 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査</u></p> <p><u>(2) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示</u></p> <p><u>(3) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令</u></p> <p><u>(4) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知</u></p> <p><u>(5) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問</u></p> <p><u>3 物価統制令に基づく措置</u></p> <p><u>(1) 統制額を超える契約等に対する例外許可</u></p> <p><u>(2) 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可</u></p> <p><u>(3) 物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令、業務の状況若しくは帳簿書類等の検査</u></p> <p><u>4 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく措置</u></p> <p><u>(1) 上記法律に基づく対応がなされる場合を除き、適正な価格による販売の勧告及び適正な価格での売渡し勧告</u></p> <p><u>(2) 必要に応じて生活必需物資の価格動向調査の実施及び公表</u></p>	<p><u>(1) 指定物資の標準価格又は販売価格の表示の指示及びこれに従わない場合の公表</u></p> <p><u>(2) 指定物資の販売価格が標準価格を超えている場合の価格引き下げの指示及びこれに従わない場合の公表</u></p> <p><u>(3) 指定物資の販売事業者に対する立入検査等</u></p> <p><u>3 情報提供及び相談窓口・情報収集窓口の設置</u></p> <p>市は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p>

シ	編	章	節	新	旧
				<p><u>5</u> 情報提供及び相談窓口・情報収集窓口の設置</p> <p>市は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p>	
101	5	1	1	<p><b>第1節 損失補償</b></p> <p><u>1</u> 県は、以下の処分を行ったときには、当該処分によって通常生ずべき損失を、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 特定物資の所有者が、正当な理由がないのに売渡し要請に応じない場合で、救援を行うため必要があると認めるときに、物資を収用する場合</p> <p><u>(2)</u> 特定物資を確保するため緊急の必要があると認められる場合で、生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を行う者に対して、物資の保管命令を命じた場合</p> <p><u>(3)</u> 避難住民等に収容施設を供与し、又は医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋、物資を使用する場合</p> <p><u>2</u> 県及び市は、以下の処分を行ったときには、当該処分によって通常生ずべき損失を、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要がある</p>	<p><b>第1節 損失補償</b></p> <p>市は、以下の処分を行ったときには、当該処分によって通常生ずべき損失を、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償しなければならない。</p> <p>1 特定物資の所有者が、正当な理由がないのに売渡し要請に応じない場合で、救援を行うため必要があると認めるときに、物資を収用する場合</p> <p>2 特定物資を確保するため緊急の必要があると認められる場合で、生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を行う者に対して、物資の保管命令を命じた場合</p> <p>3 避難住民等に収容施設を供与し、又は医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋、物資を使用する場合</p> <p>4 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合</p>

シ	編	章	節	新	旧
				と認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合	
102	5	2	一	<p><b>第2章 損害補償</b></p> <p>1 <u>県及び市</u>は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力した者が、死亡、負傷等をしたときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害を補償する。</p> <p>損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 住民の避難誘導への協力</p> <p>(2) 救援への協力</p> <p>(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力</p> <p>(4) 保健衛生の確保への協力</p> <p>2 <u>県</u>は、医療の実施の要請に応じ、又は指示に従って医療を行う医療関係者が、死亡、負傷等をしたときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害を補償する。</p>	<p><b>第2章 損害補償</b></p> <p>1 <u>市</u>は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力した者が、死亡、負傷等をしたときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害を補償する。</p> <p>損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 住民の避難誘導への協力</p> <p>(2) 救援への協力</p> <p>(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力</p> <p>(4) 保健衛生の確保への協力</p> <p>2 <u>市</u>は、医療の実施の要請に応じ、又は指示に従って医療を行う医療関係者が、死亡、負傷等をしたときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害を補償する。</p>
103	5	3	一	<p><b>第3章 被災者の公的徴収金の減免等</b></p> <p>1 <u>県及び市</u>は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずる。</p> <p>2 <u>県及び市</u>は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農業従事者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通を図られるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>3 <u>県及び市</u>は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、</p>	<p><b>第3章 被災者の公的徴収金の減免等</b></p> <p>1 <u>市</u>は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずる。</p> <p>2 <u>市</u>は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農業従事者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通を図られるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>3 <u>市</u>は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広報紙</p>

シ	編	章	節	新	旧
				広報紙等により周知するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。	等により周知するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。
106	6	2	一	<p><b>第2章 想定する緊急処理事態</b></p> <p>【中略】</p> <p>市は、これらの事態を参考とし、市の地理的、社会的特性等を考慮した上で、想定事態として当面以下の4例を設定し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「さいたま市職員のための国民保護実施参考マニュアル」を適宜修正し、活用する。</p>	<p><b>第2章 想定する緊急処理事態</b></p> <p>【中略】</p> <p>市は、これらの事態を参考とし、市の地理的、社会的特性等を考慮した上で、想定事態として当面以下の4例を設定し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「<u>緊急対処事態対応マニュアル</u>」を策定する。</p>
107	—	—	—	<p><u>E m - N e t (緊急情報ネットワークシステム)</u></p> <p><u>総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国 (官邸) と地方公共団体、指定行政機関、及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステム。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意喚起を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。</u></p>	【新設】
108	—	—	—	<p>緊急対処保護措置</p> <p>緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する、事態対処法第 22 条第 3 項に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。</p>	<p>緊急対処保護措置</p> <p>緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が実施する、事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。</p>
108	—	—	—	<p>緊急物資運送候補路</p> <p>市は、武力攻撃事態発生時における緊急物資の運送のため、住民の避</p>	【新設】

シ	編	章	節	新	旧
				<p>難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、下記（１）～（３）の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定めておくこととしている。</p> <p>（１）道路、鉄道を利用した陸上運送 （２）着岸施設を利用した河川運送 （３）ヘリポート等を利用した航空運送</p>	
109	—	—	—	<p>国民保護措置</p> <p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する<u>国民保護法第2条第3号</u>に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。</p>	<p>国民保護措置</p> <p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する<u>事態対処法第22条第1号</u>に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。</p>
109	—	—	—	<p>災害拠点病院</p> <p>救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。</p>	<p>災害拠点病院</p> <p>救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。<u>埼玉県では12病院を位置づけている</u></p>
109	—	—	—	<p><u>J-ALERT（全国瞬時警報システム）</u></p> <p><u>地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国（内閣官房・気象庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。</u></p>	<p><b>【新設】</b></p>



シ	編	章	節	新	旧
109	—	—	—	<p>指定行政機関</p> <p>内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもので、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、<u>スポーツ庁</u>、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、<u>原子力規制委員会</u>、<u>防衛省及び防衛装備庁</u>が指定されている。</p>	<p>指定行政機関</p> <p>内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもので、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力安全・保安院</u>、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省が指定されている。</p>
109	—	—	—	<p>指定公共機関</p> <p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。平成 <u>31</u> 年 4 月現在で、<u>116</u> 機関が指定されている。</p>	<p>指定公共機関</p> <p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。平成 <u>21</u> 年 4 月現在で、<u>151</u> 機関が指定されている。</p>
109	—	—	—	<p>指定地方行政機関</p> <p>指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。</p>	<p>指定地方行政機関</p> <p>指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもので、<u>沖縄総合事務局</u>、<u>管区警察局</u>、<u>総合通信局</u>、<u>沖縄総合通信事務所</u>、<u>財務局</u>、<u>税関</u>、<u>沖縄地区税関</u>、<u>原子力事務所</u>、<u>地方厚生局</u>、<u>都道府県労働局</u>、<u>地方農政局</u>、<u>北海道農政事務所</u>、<u>森林管理局</u>、<u>経済産業局</u>、<u>産業保安監督部</u>、<u>那覇産業保安監督事務所</u>、<u>地方整備局</u>、<u>北海道開発局</u>、<u>地方運輸局</u>、<u>地方航空局</u>、<u>航空交通管制部</u>、<u>管区气象台</u>、<u>沖縄气象台</u>、<u>管区海上保安本部</u>、<u>地方環境事務所</u>及び<u>地方防衛局</u>が指定されている。</p>

シ	編	章	節	新	旧
110	—	—	—	<p>指定地方公共機関</p> <p>都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。</p> <p>埼玉県では平成 <u>31</u> 年 4 月現在、<u>42</u> 事業者を指定している。</p>	<p>指定地方公共機関</p> <p>都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。</p> <p>埼玉県では平成 <u>21</u> 年 4 月現在、<u>42</u> 事業者を指定している。</p>
110	—	—	—	<p>事態対処法</p> <p><u>法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」で、平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に施行された。また、平成 27 年 9 月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称された。</u></p> <p><u>武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。</u></p> <p><u>この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。</u></p>	<p>事態対処法</p> <p>⇒ <u>武力攻撃事態対処法</u></p>
110	—	—	—	<p>ジュネーヴ諸条約</p> <p>1949 年にスイスのジュネーヴで締結された諸条約のこと。</p> <p>戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の 4 つの条約と 2 つの追加議定書からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上の傷病兵の保護に関する第 1 条約</li> </ul>	<p>ジュネーヴ諸条約</p> <p>1949 年のジュネーヴ諸条約のこと。</p> <p>戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の 4 つの条約と 2 つの追加議定書からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上の傷病兵の保護に関する第 1 条約</li> </ul>

シ	編	章	節	新	旧
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約</li> <li>・捕虜の待遇に関する第3条約</li> <li>・文民の保護に関する第4条約</li> <li>・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書 (第一追加議定書)</li> <li>・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書 (第二追加議定書)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約</li> <li>・捕虜の待遇に関する第3条約</li> <li>・文民の保護に関する第4条約</li> <li>・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書 (第一追加議定書)</li> <li>・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書 (第二追加議定書)</li> </ul>
111	—	—	—	<p>対策本部長（国）</p> <p>事態対処法第10条に定める「事態対策本部」又は同法第23条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいいます。</p> <p>対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。</p>	<p>対策本部長（国）</p> <p>武力攻撃事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいいます。</p> <p>対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。</p>
112	—	—	—	<p>避難施設</p> <p>住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、市長があらかじめ指定した施設のことをいう。</p> <p>なお、市地域防災計画では、「避難場所」としているが、本計画では、国民保護法の規定に合わせ避難施設と表記する。</p>	<p>避難施設</p> <p>住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、市長があらかじめ指定した施設のことをいう。</p> <p>なお、さいたま市地域防災計画では、「避難場所」としているが、本計画では、国民保護法の規定に合わせ避難施設と表記する。</p>
112	—	—	—	<p>【削除】（「事態対処法」に統合）</p>	<p>武力攻撃事態対処法</p> <p>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」で、平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。</p>

シ	編	章	節	新	旧
					<p>武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。</p> <p>この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。</p>
113				<p>要配慮者</p> <p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者</p> <p>(2)自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者</p> <p>(3)危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者</p> <p>(4)危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者</p> <p>例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>	<p>【新設】</p>